おおさかカーボンニュートラル推進本部設置要綱

（目的）

第１条　府域の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざし、長期的かつ世界的な視野のもと、持続可能な経済成長と地球温暖化対策の推進を図るため、取組方針等を全庁で協議し、強力に推進する体制として「おおさかカーボンニュートラル推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部は、大阪府域及び府庁における、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入その他のカーボンニュートラルの達成に必要な取組みを推進するために必要な、次の事務を所掌する。

(1)重要な取組方針や具体的な方策に係る協議及び取組みの推進に関すること

(2)その他、カーボンニュートラルの達成にあたり必要な事項

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。

３　本部員は、別表第１に掲げる職にある者とする。

４　本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。

５　本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第４条 本部長は、推進本部を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第５条　推進本部には、カーボンニュートラルの達成に必要な重点的な課題に対し、具体的な取組みの実施方針や内容等について関係する部局による協議を行うため、別表第２に定めるワーキンググループを設置する。

（推進本部の事務局）

第６条　推進本部の事務局は、環境農林水産部に置く。

２　事務局長には環境政策監を、事務局次長には脱炭素推進担当副理事の職にある者をもって充てる。

３　事務局における庶務は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１．この要綱は、令和４年７月25日から実施する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 部　局　名 | 本部員（職名） |
| 政策企画部万博推進局総務部財務部スマートシティ戦略部府民文化部IR推進局福祉部健康医療部商工労働部環境農林水産部都市整備部大阪都市計画局大阪港湾局教育庁警察本部 | 政策企画部長万博推進局長総務部長財務部長スマートシティ戦略部長府民文化部長IR推進局長福祉部長健康医療部長商工労働部長環境農林水産部長環境政策監都市整備部長大阪都市計画局長大阪港湾局長教育長警察本部長 |

別表第２（第５条関係）

|  |
| --- |
| ワーキンググループ名 |
| 新技術実装ワーキンググループ |
| 脱炭素経営ワーキンググループ |
| 行動変容ワーキンググループ |
| 脱炭素まちづくりワーキンググループ |
| 府有施設ZEB化ワーキンググループ |
| 府有施設再エネ導入ワーキンググループ |
| 公用車電動化ワーキンググループ |